

平成15年11月17日
専門小委員会資料

分野ごとの課題及び施策の方向

第三小委員会

建設部会

都市計画・都市整備・建築分科会

土木分科会

上下水道分科会

課 題	施策の方向
<p>1：土地利用計画</p> <p>都市計画区域内での土地利用計画は都市計画における基本の1つとして、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念とする都市計画法に基づき定められる。</p> <p>具体的には、都市計画区域をはじめ市街化区域・市街化調整区域及び住宅地・商業地・工業地など、土地の用途に関する地域地区のうち、必要なものを定めることができる。</p> <p>構成市町村における都市計画区域の指定は区域要件を満たしていない羽黒町並びに朝日村を除く鶴岡市、藤島町、三川町、櫛引町及び温海町の1市4町で区域が指定されている。</p> <p>将来、人口の増加が見込めない中、市街地にあっては必要以上の拡大を進めるのではなく、既存の社会基盤を有効に活かし、他方、郊外地においては農山村地域にふさわしくない建物などの立地が進んでいることから、農業等の生産環境並びに保全すべき自然環境を守り、農林漁業と調和のとれた生活環境を実現するための土地利用を図り、持続可能な都市の実現が課題となっている。</p> <p>車社会の進展により、日常生活圏が広域化しており、これらの課題に対応するため、新市域を対象とした広域土地利用計画の策定が必要となっている。</p>	<p>鶴岡市が定めた都市計画マスタープランにおける土地利用の方針は、人口規模に応じたコンパクトな市街地を形成することを目標に、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する線引き制度を導入し、土地利用のコントロールをすることとしています。</p> <p>新市における都市計画は、新都市の将来像を明らかにし、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行う必要から、基本的には一つの都市計画区域とし、効率的な公共投資を図り、健全かつ合理的な土地利用を進める必要がある。</p> <p>市街化区域については、鶴岡市においては鶴岡、大山、湯野浜地区を対象とするが、構成する町村においては、それぞれ市街化区域の指定要件に照らし設定することとする。</p> <p>一方、市街化調整区域は基本的には市街化を抑制する地域となるが、農業等の生産環境、又、自然環境等との調和を保ちつつ、地域コミュニティの崩壊の防止や、地域の再編成等の課題に対応した土地利用を図る必要があるため、農林漁業サイドの土地利用計画や事業制度の活用と都市計画法による諸制度も含め、総合的な土地利用のあり方を検討する。</p>

課 題	施策の方向
<p>2：広域的視点に立った道路整備</p> <p>道路網は、全国をネットワークする高速交通網から都市全体レベル、地区レベルの道路がそれぞれの機能を融合一体化して交通システムが形成されるもので、現状は次のとおりである。</p> <p>高速交通網、広域幹線道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車専用道路 <p>山形自動車道は月山の山岳地帯の国道112号を介し、酒田みなとICまで供用されている。</p> <p>日沿道では温海管内において橋梁、トンネル工事が進められている。日本道路公団の民営化が平成17年度に予定されており、日沿道は国土交通省による新直轄方式での整備が有力との情報もあるが、今後の事業進展に大きな影響が懸念される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市間を結ぶ広域幹線道路 <p>国道7号関連</p> <p>三川B P：渋滞解消のため事業化された酒田・三川・鶴岡を繋ぐ三川B Pは暫定2車線で平成15年9月28日開通された。</p> <p>アクセス強化を図るため、関連する県道改良工事が進められており、早期完成が望まれる。</p> <p>国道112号鶴岡警察署前までの連結（都市計画道路 宝田・本田線）が緊急課題となるが、平成15年度より調査事業に着手されている。</p> <p>鶴岡B P：国道7号（鶴岡B P）の混雑解消を図るため、一部4車線化が検討されている。</p> <p>国道7号文下交差点から藤島町を經由し高規格道路新庄酒田線にアクセスする(仮)鶴岡藤島道路については、早期事業化の必要がある。</p> <p>鶴岡～温海：塩害橋の架替、急カーブ箇所線の線形改良など、局部的改良必要箇所がある。</p>	<p>1．高速交通網、広域幹線道路</p> <p>新市は、庄内地方の拠点都市として、広域ネットワークに直結する道路の整備が必要であり、高速自動車道の整備とともに、高速交通網へのアクセス道路の整備、又、他地域を結ぶ幹線道路の整備によって、広域的連携の強化と交流の促進を図ります。</p>

課 題	施策の方向
<p>国道112号関連</p> <p>国 管 理：月山道路は、内陸・庄内を結び、山形道の月山ICから湯殿山ICまでを共用する重要な路線であるが、自然災害の危険性が高く、当該道路の二次改築が必要である。</p> <p>県 管 理：国道112号加茂坂BPが7月に供用されている。</p> <p>国道345号：国道345号鶴岡南回りBPは残り112号までの区間も平成15年度中の完成を目指して進められている。</p> <p>そ の 他：羽黒町と鶴岡市を繋ぐ庄内南部地区農免農道の整備が進められている。</p> <p>加茂坂BPと南回りBPを繋ぐ西BP並びに農免農道までを繋ぐ区間の早期事業着工が課題となっている。</p> <p>都市全体レベルの道路網</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備が課題となっている幹線道路 鶴岡市：羽黒橋加茂線、苗津大山線、道形黄金線、鶴岡駅櫛引線、鶴岡駅外内島線 藤島町：藤島駅笹花線 三川町：青山三本木押切線、押切新田猪子線 温海町：温海線 ・整備が課題となっている補助幹線道路 鶴岡市：鳥居町新斎部線、山王町本町線 <p>合併後においては、新市域全体の連携の強化が重要であることから、都市計画道路以外の国・県道や農免農道等も含めた交通システムを形成することが必要となる</p>	<p>2．都市全体レベルの道路網</p> <p>新市全体レベルの道路整備としては、中心部と周辺部を連絡する道路や、公共施設等の拠点を連絡する道路、又、観光施設を連絡する道路の整備促進に努めます。市街地における道路については、都市内自動車交通の円滑化のほか、安全・快適な道路環境の創出と、まちづくりと一体となった道路の整備促進に努めます。</p>

課 題	施策の方向
<p>：公園・緑地</p> <p>公園・緑地は、レクリエーション、休養、防災対策等、生活の場の快適な生活環境の創出を目標とするが、都市環境の保全等の機能を有することから、都市圏域を越えて住民の行動圏全てを対象とするものである。</p> <p>したがって、都市全体を対象とする公園緑地は、総合公園、運動公園、河川緑地であり、近隣を対象とするものは近隣公園や街区公園である。又、工業地と住宅地の環境保全のための緩衝緑地や、既成市街地の小規模な空間を活用したポケットパーク等、あるいは自然系緑地の保全など、多岐に渡るものである。</p> <p>鶴岡市においては、平成11年度に策定した緑の基本計画に基づき、公園・緑地の整備を図ることとしているが、現状においては計画水準を達成していない状況にある。</p> <p>一方、町村における公園・緑地の設置状況は自然条件、社会条件の違いがあることから、設置状況に大きな開きがある。</p>	<p>公園・緑地は都市環境の維持・改善、防災性の向上、レクリエーション空間の確保、都市景観の形成等の多様な機能を持っている。</p> <p>新市の都市環境や自然環境、又、土地利用の動向などを踏まえ、施設緑地である公園緑地や、地域制緑地である自然系緑地の指定など、総合的な公園緑地計画を策定し、その整備促進に努める。</p> <p>又、既存公園緑地について、施設老朽に伴う更新や再整備についても取り組む必要がある。</p>

課 題	施 策 の 方 向
<p>：鶴岡駅前都市機能の見直し更新</p> <p>鶴岡駅前には、JRのほか市内交通の多くのバス路線が集中していることから、車を運転しない子供や高齢者などもこうした公共交通機関を利用してアクセス可能なターミナル機能を有しており、通勤や通学、旅行、ビジネス、買い物など様々な目的で不特定多数の人が来街している。</p> <p>しかしながら、商業機能を核とする駅前再開発地区は、郊外型SCやコンビニの展開等商業環境の激変、長引く経済不況の影響をまともに受け、厳しい経営を強いられていることから、合併を睨んで、新市の拠点駅前としての立地特性を生かした新たな都市機能整備について見直しを迫られている。</p>	<p>鶴岡駅前については、交通ターミナルとしての立地特性を踏まえ、そのポテンシャルを高度に活用できる都市機能への見直し更新が必要であり、約800台収容の駐車場機能の活用と併せ、既に開設されているネットワークコミセン、企業家育成施設に加えて、新たな公共的機能等の導入により、15万市民のサービス拠点、都市拠点としての再整備を目指す。</p>
<p>：中心市街地の求心力の再生</p> <p>高度経済成長期を通じて、行政機能、事務所、工場等の都市機能が郊外へシフトしたことに加えて、モータリゼーションの急速な進展がロードサイド型SCの郊外進出を加速し、核家族化の進展に伴う世帯分離や青壮年層を中心とする、よりゆとりある住環境を求めての郊外部への住み替えが顕著になっており、中心市街地では、居住人口の減少が少子化とあいまって高齢化率の伸張に拍車を掛けており、中心商店街のみならず、既存住宅地を含む中心市街地全体の空洞化が著しい。</p>	<p>分散した都市機能を中心市街地に再集積すると共に、新世紀を担う新たな都市機能の導入により、15万都心としての求心力の再生・集積を図る必要があることから、拠点都市地域重点地区の指定を得ている「中心市街地区」について、リーディングプロジェクトとして、荘内病院跡地に国の合同庁舎建設を核とするシビックコア計画の推進を図る。</p> <p>また、増えつつある遊休土地・遊休家屋の活用策として、元気居住都心プロジェクトの推進等により、元気なお年寄りや有意の市民活動の場としての形成を目指しながら、まちなかへの居住を誘導する。</p>
<p>：環境の整った良好な住宅地の供給</p> <p>鶴岡市では、核家族化の進展に伴う世帯分離や、青壮年層を中心とするよりゆとりある住環境を求めての郊外部への住み替えが、虫食いのミニ開発を助長しており、土地利用条例により開発指導を行っているが、開発のタイムラグによる行き止まりの道路、繋がらない側溝等の環境問題を生じている。</p> <p>一方周辺町村では、人口減少がもたらす地域の活力の減退が懸念されており、定住促進を狙いとする住宅団地造成が進められている。</p>	<p>基本的には、将来の人口減少を見据え、地域の事情に応じたバランスある住宅地供給のあり方について検討、調整を行って行く必要がある。</p> <p>また、住宅地の供給については、将来の宅地需要見通しを踏まえ、市街地周辺部のスプロール化の防止を図るとともに、周辺地域との整合を図りながら開発行為の誘導を図る。</p>

課 題	施策の方向
<p>住宅政策の検討 住宅政策を総合的に展開するには、その指針となる住宅マスタープランを策定する必要がある。この住宅マスタープランの策定については、鶴岡市では平成13年3月に策定しているが他の町村においてはまだ策定されていない状況である。 新市においても、既策定のマスタープランを踏まえながら、各市町村のそれぞれの特性(歴史、地理的条件、気象条件等)に応じた住宅施策の検討が必要である。</p> <p>公営住宅の整備 各市町村とも老朽化した公営住宅を多く抱えており、その建替えや改修が課題となる。</p> <p>公営住宅の公平な運営 各市町村の公営住宅の入居選考基準など住宅管理運営基準に相違があること、又、近年の厳しい社会情勢に伴う低所得者や母子家庭の公営住宅への入居希望の増加に適切に対応するため、より公平な統一性を持った基準づくりが必要である。</p>	<p>基本的には建築行政を一箇所に集約し きめ細かな建築行政を目指す。公営住宅の申込受付や、建築確認に伴う開発や接道の状況の確認チェックについては各町村の協力が必要である。</p> <p>住宅政策の検討 住宅マスタープランには、住宅事情等の現状分析、住宅施策の課題の整理及び基本的方向、地域特性に応じた具体的施策の展開方針等を盛り込むことになる。 既策定の鶴岡市住宅マスタープランでは基本理念を「創ろう住まい 風土とともに 活力あふれるまちづくり」としていることから、これを踏まえ各町村のそれぞれの特性(歴史、地理的条件、気象条件等)、に応じた住宅施策の検討を行い速やかに新マスタープランを策定したい。</p> <p>公営住宅の整備 公営住宅の建替え改修については、新市の実情に応じた公営住宅のストック整備の目標設定を行い、建替え、改修、維持保全など総合的な活用を図るための新市公営住宅ストック総合活用計画を作成し検討する。</p> <p>公営住宅の公平な運営 相違点を整理し、住宅ニーズに的確に対処した公営住宅の管理運営を行なうため、低所得者や母子家庭、障害者に配慮しつつ公平性を確保した統一性のある住宅管理運営の基準づくりを速やかに行なう。</p>

分野ごとの課題及び施策の方向について

建設部会 土木分科会

	課 題	施 策 の 方 向
1	<p>道路は、交通、情報、ライフラインを担い、経済活動や地域づくりの根幹をなす社会資本であるとともに、通勤、通学、コミュニティー活動などの日常生活を支える最も身近な生活基盤施設であり、広域的な地域の連携から個々の家々までの連絡まで、地域の中にきめ細かなネットワークを形成している。</p> <p>庄内南部7市町村道の整備状況では、改良率で74%、舗装率で88%となっているが、現在でも交通量の増加や車両の大型化などの交通環境の変化に対応した道路整備が課題となっており、また、道路整備に対する住民ニーズは、高速化や快適性を求める一方、高齢化社会に向け、歩きやすさや安全性、沿道環境の改善など多様化している。</p> <p>しかしながら、地方公共団体にとっては税収の伸び悩みによる公共事業の縮小などにより、施設の改良はもとより、施設の老朽化や住民ニーズに十分対応できていないのが現状である。</p>	<p>1 - (1) 合併市町村間の連携を高める道路整備 地域の利便性や連携を高めるため、国県道を含めた合併市町村間を結ぶ道路網の構築や主要な公共施設へのアクセス道路など、今後の交通環境の変化に対応した道路整備を推進する。</p> <p>1 - (2) 地域の特色を活かした道路整備 地域の産業や資源など、その地域に根ざした特性を活かしながら、地域住民のニーズに対応した道路整備を推進する。</p> <p>1 - (3) 効率的で効果的な道路整備 事業の必要性、緊急性などに配慮しながら、コスト意識を持ち事業効果の見える安全で安心できる道路整備を推進する。</p>
2	<p>道路管理における、維持修繕、除雪、道路認定などでは地域の実情や住民ニーズに対応するため、庄内南部7市町村独自での処理状況となっているのが現状である。</p> <p>特に、除雪においては、中山間部と平野部や海岸部では一日当たりの降雪深等の降雪状況に大きな違いがあることから、道路の通行確保に対する住民ニーズや除雪体制等の取り組みに違いがある。</p>	<p>2. 道路管理全般にわたる組織体制の構築 各地域の業務内容を精査しながら、住民サービス低下にならない、事務処理方法や組織体制の構築を図る。</p> <p>除雪においては、現市町村での実施状況を基本とし、地形や地域特性に合わせた効率的で経済的な方策を推進する。</p>

No	課 題	施 策 の 方 向
1	<p>水道用水の確保について</p> <p>県営庄内広域水道用水供給事業の供用開始に伴って、受水市町村（温海町を除く）では、将来にわたり安定的に水道用水の確保ができるようになった。</p> <p>また、温海町の上水道及び各町村の簡易水道等の水源についても現状では、安定的に水道用水の確保ができる状況にある。</p> <p>合併後においても、安定して水道用水を確保できることが将来的課題である。</p>	<p>住民の健康と快適な生活環境の維持向上のため、安全で良質な水の安定供給と効率的な事業運営を目指す。</p> <p>1) 広域水道水の円滑な受水と独自水源による水道用水の確保</p> <p>合併後においても、広域水道から円滑に受水できるよう運営主体である県及び他の受水関係市町と連携、調整を図っていく。</p> <p>また、各独自水源についても、水道用水の確保に支障がないよう計画的に関係施設の整備を進める。</p>
2	<p>水道施設の整備について</p> <p>広域水道からの受水に備えて、受水市町村の関係施設が整備されたことや、温海町の浄、配水場も完成し、各市町村の基幹的施設はほぼ整備拡充されているが、石綿セメント管をはじめ各老朽施設の改良や耐震化等が今後の課題である。</p> <p>また、簡易水道の統合化についてはこれまでも進められているが、さらに施設の一体化等を図るうえで、今後取り組むべき課題である。</p>	<p>2) 老朽施設等の整備と簡易水道の統合化</p> <p>水道施設の中・長期的整備計画を策定し、国の補助制度の活用を図りながら、年次的に老朽施設等の整備を進める。</p> <p>簡易水道についても、国の補助制度を活用し条件的に可能なものは、統合化を図っていく。</p>
3	<p>業務運営について</p> <p>合併に伴い、給水区域も広範囲となり、かつ簡易水道を含めて水道施設が数多くなることから、より効率的で適切な維持管理にあたる必要がある。</p> <p>また、水道事業の円滑な運営を維持するため、今後とも健全財政の確保が課題である。</p>	<p>3) 水道施設の維持管理と効率的運営方策の構築</p> <p>水道施設の維持管理については、各市町村で遠方監視、警報システムが導入されているが、合併後においても既存システムの活用と新規システムの導入等によって効率化と適切な維持管理にあたる。</p> <p>また、健全財政の確保を図るため、業務全般においても効率的運営方策を検討、構築していく。</p>

課 題	施 策 の 方 向
<p>公共下水道に代表される生活排水処理施設は、公共用水域の水質保全をはじめとして快適な生活環境を維持するために無くてはならない施設であり、その整備には長い時間と莫大な経費を要し、その後の維持管理においても同様である。</p> <p>従って、未整備地域住民の付託に応えるべく、生活排水処理施設整備全般に渡って効果的に事業を推進する必要があるとともに、地域間、事業間（公共下水道・集落排水・合併処理浄化槽）の調整を行い、今後少子高齢化に伴う人口減少を見据え維持管理に過大な負担を負う事のないように事業を展開していかねばならない。</p> <p>庄内南部7市町村の平成14年度末の起債償還残高は、公共下水道事業で572億円、集落排水事業で116億円、合わせて688億円にのぼっているが、使用料収入の中で償還に回っているところはほとんど無い。今後地方財政が逼迫する中で未整備地区の整備、老朽化に伴う改築・機能強化等もあることから、整備手法、維持管理の方法、個人負担の在り方についての検討が重要である。</p> <p>また、増加する汚水・汚泥の処理についても、資源の有効利用の見地から循環型社会の構築にむけて、その有効利用のシステムを確立しなければならない。</p>	<p>(1)社会資本の一つとして、生活排水処理施設整備事業における重要な役割について、従来に増して十分な情報提供と説明責任を果たすことで、地域住民のより一層の理解と協力のもと事業の推進を図る。</p> <p>その具体策として</p> <p>(ア) 県全域生活排水処理施設整備基本構想と合併市町村下水道構想エリアマップとの整合性を保ちながら、整備手法の見直し、再検討を進め効率的・効果的な整備計画を策定する。</p> <p>(イ) 整備計画・設計・入札方法・施工方法・施工完了後それぞれ評価制度（VE・バリューエンジニアリング）導入による対費用効果の検証を行うことでのコスト縮減を図る。</p> <p>(2)国庫補助金の削減・地方交付税の見直しが叫ばれている中で今後一段と地方財政の厳しい状況が予測される。このような状況を踏まえて、多額の公債費の償還・適切かつ効率的維持管理を実施する上で、経費負担区分を明確にし、一般会計からの繰入の抑制と適正かつ公平な負担を図り、水洗化率の向上を推進し、下水道経営基盤の強化と健全性の確保に努める。</p> <p>(3)下水道が有する資源やエネルギーの有効利用は、国家戦略に位置付けされており、地球温暖化対策や循環型社会の構築に向けて、今後積極的に調査・研究を進めて行く。</p>